

合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合並びに申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務を併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 法第十六条の五第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理

その他の適切な方法により処理する等長期信用銀行代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

二 長期信用銀行代理業に関する社内規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成又は組織等により、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行する」とについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

- (1) 法第十七条において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条及び第二十八条の規定により法第四条第一項の免許を取り消され、準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定により準用銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、準用銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合
- (2) 銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定による同法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合
- (3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五

十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合  
(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第四項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第一項の許可を取り消された場合

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(7) 水産業協同組合法第一百二十二条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規

定により水産業協同組合法第百二十一一条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の一第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条第二項の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含

む。以下この号、次号イにおいて同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 準用銀行法第五十二条の十九第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、準用銀行法第五十二条の五十六第一項(信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第一百二十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項の規定により準用する場合を含む。)の規定により準用銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第一百二十四条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、準用銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定による同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法

第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合、又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは準用銀行法第五十二条の三十六第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の認可若しくは許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可若しくは許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

- (1) 準用銀行法第二十七条若しくは準用銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、監査役又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締

役、執行役、監査役若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十

六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定

により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により農業協同組合

若しくは農業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員

- (7) 水産業協同組合法第百二十一一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第百二十四条第二項の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員

- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

- (9) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する

る法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 役員のうちに前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 次のいずれにも該当しないことにより、法第十六条の六第一項第二号に規定する他に業務を営むこ

とによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確實に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない」と。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が長期信用銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 長期信用銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務（所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可

能性があると認められるものでないものを除く。）であるときは、長期信用銀行代理業として行う法第十六条の五第二項第一号に掲げる行為（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。

- (1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものと除く。）。
- (2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。
- (3) 兼業業務として信用の供与を行つてている顧客に対し、長期信用銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属長期信用銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属長期信用銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

亦 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、長期信用銀行代理業に係る顧客の保護に

欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

へ その他長期信用銀行代理業の内容に照らして兼業業務を當むことが顧客の保護に欠け、又は所属長期信用銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。

(長期信用銀行代理業の許可の予備審査)

第二十五条の十七 法第十六条の五第一項の規定による長期信用銀行代理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(変更の届出)

第二十五条の十八 銀行法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う長期信用銀行代理業者は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

(標識の様式)

第二十五条の十九 銀行法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十四号に定めるものとする。

(兼業の承認の申請等)

第二十五条の二十 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項第二号に掲げる書面は、長期信用銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第二十五条の十六第六号に掲げる事項に該当するときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第二十五条の二十一　長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方針により長期信用銀行代理行為に関する顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属長期信用銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(明示事項)

第二十五条の二十二　銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一　長期信用銀行代理行為に関する顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属長期信用銀行からの権限の付与がある旨
- 二　所属長期信用銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする長期信用銀行代理行為に関する契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属長期信用銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属長期信用銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする長期信用銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属長期信用銀行のために行つているときは、その

#### 四 目

四 所属長期信用銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属長期信用銀行の商号又は名称

2 前項各号（第一号を除く。）の所属長期信用銀行には、長期信用銀行代理業者が銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者である場合にあつては同法第二条第十六項に規定する所属銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第一百二十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合又は

農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫を含むものとする。

(長期信用銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第二十五条の二十三 第十二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第一項の規定による長期信用銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(預金等との誤認防止等)

第二十五条の二十四 長期信用銀行代理業者（法第十六条の七に規定する信用組合等を除く。）は、金融商品の販売等（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第一条第二項に規定する金融商品の販売等をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）を行う場合には、第十二条の三第一項及び第二項の規定を準用する。

2 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、長期信用銀行代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

3 第一項の規定は、長期信用銀行代理行為を行わない窓口については、適用しない。

4 長期信用銀行代理業者は、顧客に対し、その営業所又は事務所の長期信用銀行代理行為を行わない窓口を長期信用銀行代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

(他の所属長期信用銀行の同種の契約に係る情報提供)

第二十五条の二十五 長期信用銀行代理業者は、顧客の求めに応じ、第二十五条の二十二第一項第二号の他の所属長期信用銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ。

(個人顧客情報の取扱い)

第二十五条の二十六 第十二条の四の五から第十二条の四の七までの規定は、長期信用銀行代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第二十五条の二十七 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十二条

の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されることを確保するための措置を講じなければならない。

2 長期信用銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その兼業業務上知り得た公表されていない情報（前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次項において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 長期信用銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

（長期信用銀行代理業に係る社内規則等）

第二十五条の二十八 長期信用銀行代理業者は、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（長期信用銀行代理業者の密接関係者）

第二十五条の二十九 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める長期信用銀行代理業者と密接な関係を有する者は、当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の特定関係者（銀行法第十三条の二第一項に規定する特定関係者をいい、当該長期信用銀行代理業者の子会社を除く。）とする。（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第二十五条の三十 銀行法第五十二条の四十五第二号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、長期信用銀行代理業者が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸

付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

(所屬長期信用銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの)

**第二十五条の三十一 銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する所屬長期信用銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、所屬長期信用銀行が銀行法**

**第十三条の二**ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

(長期信用銀行代理業に係る禁止行為)

**第二十五条の三十二 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。**

一 顧客に対し、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

三 顧客に対し、長期信用銀行代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

四 顧客に対し、不当に、法第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五 顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、長期信用銀行代理業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

六 所属長期信用銀行に対し、長期信用銀行代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

(特定長期信用銀行代理行為)

第二十五条の三十三 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令で定める預金は、当座預金とする。

(特定長期信用銀行代理業者の営業時間等)

第二十五条の三十四 特定長期信用銀行代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期

信用銀行代理業者をいう。第三項及び次条第一項において同じ。) の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 前項の営業時間は、営業の都合により延長することができる。

3 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定長期信用銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定長期信用銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の営業時間については、第一項の規定は適用しない。

4 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示しなければならない。

（特定長期信用銀行代理業者の臨時休業の届出等）

第二十五条の三十五 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定長期信用銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 特定長期信用銀行代理行為に係る業務（第四号において「業務」という。）の全部又は一部を休止

する営業所又は事務所の名称及び所在地

## 二 休止の理由

### 三 休止期間

### 四 業務再開予定日又は業務再開日

### 五 法第五十二条の四十七の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行法第二十六条第一項、銀行法第二十七条又は銀行法第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定により所属長期信用銀行が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理業者の休日に、特定長期信用銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定長期信用銀行代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

(所属長期信用銀行の廃業等の掲示)

第二十五条の三十六 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属長期信用銀行から通知を受けた内容及び当該所属長期信用銀行における預金等その他その営む長期信用銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

(長期信用銀行代理業に関する帳簿書類)

第二十五条の三十七 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、長期信用銀行代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（法第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の代理を行わない場合は、第三号に定めるものに限る。）を所属長期信用銀行」とに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 総勘定元帳 作成の日から五年間

二 長期信用銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間

三　長期信用銀行代理業に係る顧客に對して行つた法第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面　当該媒介を行つた日から五年間  
(長期信用銀行代理業に関する報告書の様式等)

第二十五条の三十八　銀行法第五十二条の五十第一項の規定による長期信用銀行代理業に関する報告書は、長期信用銀行代理業者が個人である場合においては別紙様式第十五号により、法人である場合においては別紙様式第十六号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び收支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2　長期信用銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に長期信用銀行代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十一条の二の規定により当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該長期信用銀行代理業に関する

報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 長期信用銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行代理業者が第一項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 金融庁長官等は、その許可をした長期信用銀行代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る長期信用銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該長期信用銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十一条の二の規定により当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所

の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(所属長期信用銀行の説明書類等の縦覧)

第二十五条の三十九　長期信用銀行代理業者は、その所属長期信用銀行が銀行法第二十条第一項及び第二項並びに銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属长期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の二十八及び銀行法第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類(当該所属长期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社が外国所在长期信用銀行持株会社である場合にあつては、第二十五条の八の二第二項及び第三項に規定する書類)(以下この項及び次項において「縦覧書類」という。)の縦覧を、当該所属长期信用銀行又は当該所属长期信用銀行を子会社とする长期信用銀行持株会社の営業年度経過後四月以内(当該所属长期信用銀行を子会社とする长期信用銀行持株会社が外国所在长期信用銀行持株会社である場合にあつては、営業年度経過後六月以内)に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2　長期信用銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始

できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する長期信用銀行代理業者以外の長期信用銀行代理業者にあつては、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 長期信用銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行代理業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

#### （廃業等の届出）

第二十五条の四十 銀行法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

(許可の効力に係る承認の申請等)

第二十五条の四十一 法第十六条の五第一項の許可を受けた者は、銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第十六条の五第一項の許可を受けた日から六月以内に長期信用銀行代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に長期信用銀行代理業を開始することができると見込まれること。

三 当該許可の際に審査の基礎となつた事項について長期信用銀行代理業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

(所属長期信用銀行による長期信用銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第二十五条の四十二 所属長期信用銀行は、長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業に係る業務の健

全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一　長期信用銀行代理業者及びその長期信用銀行代理業の従事者に対し、長期信用銀行代理業に係る業務の指導、長期信用銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
- 二　長期信用銀行代理業者における長期信用銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、長期信用銀行代理業者が当該長期信用銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、長期信用銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三　長期信用銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、長期信用銀行代理業者との間の委託契約及び長期信用銀行代理業再委託者と長期信用銀行代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置
- 四　長期信用銀行代理業者が行う法第十六条の五第二項第二号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置
- 五　長期信用銀行代理業者に所属長期信用銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等顧客情報

の適切な管理を確保するための措置

- 六 所属長期信用銀行の商号、長期信用銀行代理業者であることを示す文字及び当該長期信用銀行代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

- 七 長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所における長期信用銀行代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置

- 八 長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の廃止にあたつては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属長期信用銀行の営業所、他の金融機関、他の長期信用銀行代理業者等へ支障なく引き継がれる等、当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

- 九 長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

- 2 前項（第四号及び第八号を除く。）の規定は、長期信用銀行代理業再委託者が長期信用銀行代理業再受託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。

の場合において、同項の規定中「長期信用銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「長期信用銀行代理業」とあるのは「再委託を受けて當む長期信用銀行代理業」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行代理業者の原簿の記載事項)

第二十五条の四十三 所属長期信用銀行は、当該所属長期信用銀行に係る長期信用銀行代理業者に関する、

銀行法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 長期信用銀行代理業者の商号、名称又は氏名
- 二 長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 長期信用銀行代理業の内容
- 四 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称又は所在地
- 五 法第十六条の五第一項の許可を受けた年月日

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属長期信用銀行に係る長期信用銀行代理業者が次の各号に掲げ

る区分に該当する場合には、当該各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 長期信用銀行代理業再委託者 当該長期信用銀行代理業再委託者が再委託を行う長期信用銀行代理業再受託者に係る前項各号に掲げる事項

二 長期信用銀行代理業再受託者 当該長期信用銀行代理業再受託者が再委託を受ける長期信用銀行代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

3 銀行法第五十二条の六十第一項に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一 所属長期信用銀行の無人の営業所

二 所属長期信用銀行の外国に所在する営業所

第二十六条第一項第三号の二を次のように改める。

三の二 長期信用銀行代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した長期信用銀行代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。）

第二十六条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 法第六条第三項に規定する業務に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し

、又は当該契約を終了した場合

第二十六条第一項第六号中「代理店の営業所を含み、」を削り、同項第九号中「解散し」を削り、「廃止することとなつた」を「廃止した」に改め、同項第十三号中「該当する者（）の下に「子会社を除く。」を加え、同項第十九号中「第二十一号」の下に「及び第二項」を加え、同項第二十二号中「又はその子会社（第六項）を「、その子会社又は業務の委託先（第七項）に改め、「不祥事件」の下に「（業務の委託先にあつては、当該長期信用銀行が委託する業務に係るものに限る。）」を加え、同条第三項第六号中「解散し」を削り、「廃止することとなつた」を「廃止した」に改め、同項第十号中「該当する者（）の下に「子会社を除く。」を加え、同項第十八号を同項第二十号とし、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号の次に次の二号を加える。

十七 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合

十八 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合

を含む。)

第二十六条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項第二十二号」の下に「及び第四項第四号」を、「長期信用銀行」の下に「又は長期信用銀行代理業者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第二十二号」の下に「及び第四項第四号」を加え、「若しくは監査役又は」を、「監査役若しくは従業員又は長期信用銀行代理業者若しくはその役員若しくはその」に改め、同項第一号及び第五号中「業務」の下に「又は長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業の業務」を加え、同項第二号中「（昭和二十九年法律第百九十五号）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）」を、「長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）又は長期信用銀行代理業者」に、「から第三項まで」を「から第四項まで」に改め、同項第四号中「前項第十七号」を「第三項第十七号」に改め、同項第五号中「前項第十八号」を「第三項第十八号」に改め、同項に次の二号を加える。

六 前項第一号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し

第二十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 銀行法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 長期信用銀行代理業に係る委託契約書又は再委託契約書を変更した場合

三 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書類について、縦覧を開始した場合

合

四 長期信用銀行代理業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

第二十八条の次に次の一条を加える。

(長期信用銀行代理業を営む外国の法人に係る特例)

第二十八条の二 長期信用銀行代理業を営む外国の法人（長期信用銀行代理業を営もうとする外国の法人、長期信用銀行代理業を営む外国の法人を設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。）

は、当該長期信用銀行代理業を営む外国の法人が銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する書類又はこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書類（

以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるもの金融庁長官等に提出することができる。

- 2 長期信用銀行代理業を営む外国の法人がその本国（当該長期信用銀行代理業を営む外国の法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

- 3 長期信用銀行代理業を営む外国の法人に対するこの府令の規定の適用については、長期信用銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。

第二十九条中「又は長期信用銀行を子会社とする持株会社」を「、長期信用銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行代理業者」に改め、「規定による認可」の下に「又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認」を、「当該認可」の下に「又は承認」を加える。

第三十条第一項中「金融庁長官」を「金融庁長官等」に改め、「免許」の下に「、許可」を加え、同項

に次のただし書を加える。

ただし、令第十一条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

本則に次の一条を加える。

（経由官庁）

第三十一条　長期信用銀行代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、長期信用銀行代理業に関する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）の管轄区域内にある場合にあつては管轄財務事務所

所長又は出張所長（以下この条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十一條の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 長期信用銀行代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあつては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

別表主要な業務の状況を示す指標の項中「総資産当期純利益率及び資本当期純利益率」を「総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第一（第一一十五条の十八関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更	一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日	一 理由書 二 法人であるときは、変更後の定款（これに準ずるものと含む。）及び株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録
役員の変更	一 変更があつた役員の氏名及び役職名 二 就任又は退任年月日	一 理由書 二 法人の登記事項証明書（これに準ずるものと含む。以下この表において同じ。）

		げる書面
		イ 履歴書
		ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
		ハ 第二十五条の十六第四号 イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置	一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 設置した営業所等で営む長期信用銀行代理業の業務の内容（三 設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属長期信用銀	
所属長期信用銀行の商号を含む	一 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面	

四 営業所等の所在地の変更		四 営業開始年月日	。 ) を記載したもの。 )
一 営業時間及び休日	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	五 営業時間及び休日	四 設置した営業所等の間取図 ( 防犯カメラ、警備状況等の 整備状況の記載を含む。 )
理由書	記載した書面	五 顧客情報管理体制及び顧客 の財産と長期信用銀行代理業 者の財産との分別管理体制を 記載した書面	

			一 営業所等の名称の変更	理由書
			二 変更前の名称及び所在地	
			三 変更後の名称	
			四 変更年月日	
			五 所在地	
			六 廃止した営業所等の名称及び	
			七 廃止までの日程を記載した	
			八 書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	
			九 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	
			十 理由書	
			十一 新たに所属長期信用銀行から委託を受けることとなつた場合	
イ 当該所属長期信用銀行の商			十二 新たに所属長期信用銀行から委託を受けることとなつた	
所属長期信用銀行の変更				

号

当該委託を受けて長期信用

場合には、当該委託契約書の  
写し

銀行代理業を営む営業所等の  
名称、所在地

三 新たに長期信用銀行代理業

再委託者から再委託を受ける  
こととなつた場合には、当該

ハ 当該営業所等で営む長期信  
用銀行代理業の業務の内容

再委託に係る委託契約書の写  
し

二 当該委託を受けた業務を開  
始する年月日

四 所属長期信用銀行から委託

を受けなくなつた場合

一 新たに長期信用銀行代理業再  
委託者から再委託を受けること  
となつた場合

イ 業務廃止までの日程を記  
載した書面（顧客情報管理  
の取扱い等を含む。）

イ 所属長期信用銀行の商号

業務廃止後の措置を記載

当該長期信用銀行代理業再

委託者の商号、名称又は氏名

ハ 当該再委託を受けて長期信  
用銀行代理業者を當む営業所

等の名称、所在地

ニ 当該営業所等で當む長期信  
用銀行代理業の業務の内容

ホ 当該再委託を受けた業務を  
開始する年月日

三 所属長期信用銀行から委託を  
受けなくなつた場合

イ 当該所属長期信用銀行の商  
号

ロ 当該所属長期信用銀行のた

した書面（顧客情報管理の  
取扱い等を含む。）

五 長期信用銀行代理業再委託  
者からの再委託を受けなくな  
つた場合

イ 業務廃止までの日程を記  
載した書面（顧客情報管理  
の取扱い等を含む。）

ロ 業務廃止後の措置を記載  
した書面（顧客情報管理の  
取扱い等を含む。）

めに長期信用銀行代理業の業務を行つていた営業所等の名称及び所在地

ハ 業務を廃止した年月日

四 長期信用銀行代理業再委託者

からの再委託を受けなくなつた場合

イ 所属長期信用銀行の商号

ロ 当該所属長期信用銀行のために長期信用銀行代理業の業務を行つていた営業所等の名称及び所在地

ハ 当該長期信用銀行代理業再

		他に営む業務の種類の変更	
	二 業務を廃止した年月日	一 開始又は廃止した業務の種類	委託者の商号等
二 長期信用銀行代理業者が法人の役員が常務に従事する他の法人の変更	二 開始又は廃止年月日	一 理由書	
口 業務の種類	一 新たに他の法人の常務に従事することとなつた場合 イ 当該他の法人の商号又は名称	二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面	理由書

人である場合は、新たに常務に従事することとなつた役員

の氏名

ホ 変更年月日

二 他の法人等の常務に従事しないこととなつた場合

イ 当該他の法人の商号又は名

称

ロ 当該他の法人の主たる営業

所等の所在地

ハ 長期信用銀行代理業者が法

人である場合は、当該他の法

人の常務に従事しないことに

		なつた役員の氏名
三 現在常務に従事している他の 法人の商号又は名称、主たる営 業所等の所在地及び業務の種類 に変更があつた場合には、当該 変更の内容	四 変更年月日	三 現在常務に従事している他の 法人の商号又は名称、主たる営 業所等の所在地及び業務の種類 に変更があつた場合には、当該 変更の内容
一 当該法人等又は当該法人等の 子法人等の商号又は名称	理由書	一 当該法人等又は当該法人等の 子法人等の商号又は名称
二 当該法人等又は当該法人等の 子法人等の主たる営業所等の所 在地		二 当該法人等又は当該法人等の 子法人等の主たる営業所等の所 在地